

千葉県公立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱

平成26年4月1日制定

平成27年4月10日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月3日一部改正

平成30年7月1日一部改正

(事業の実施)

第1条 千葉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、全ての意志ある公立高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等のうち、特別支援学校の高等部及び私立の高等学校等を除いた学校等をいう。）の生徒等（以下「高校生等」という。）が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減し、高校生等の修学を支援するため、千葉県公立高等学校等奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を給付する事業を実施する。

(対象者)

第2条 給付金は、当該年度の7月1日を認定基準日とし、当該期日に次の各号のすべてに該当する世帯の保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）に給付する。

- (1) 高校生等が、法第5条第1項に規定する受給権者又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の支給対象者であること。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）又は保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割課税額及び市町村民税所得割課税額が99円以下であるか、又は非課税である世帯（以下「非課税世帯」という。）であること。
- (3) 保護者等が千葉県の区域内に住所を有する者であること。
- (4) 高校生等が、原則として認定基準日に在籍し、修学していること。

2 前項の規定にかかわらず、高校生等が秋入学など7月以降に入学することが定められている学校の入学者である場合には、認定基準日を当該高校生等の入学する日に置き換えるものとする。

(対象者の除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、給付の対象から除外する。

- (1) 高校生等が児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合。
- (2) 高校生等が認定基準日において休学している場合。ただし、当該年度の12月1日までに復学した場合には、この限りではない。

(給付金の給付額等)

第4条 給付金は、第2条第1項の規定に該当する世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、別表1に掲げる高校生等が該当する世帯区分及び課程区分に応じた額を年額として給付する。

- 2 給付金の給付回数は、一人の高校生等につき、各年度につき1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。なお、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の対象である高校生等の給付金の給付回数は各年度につき1回、通算2回を上限とする。

（給付の申請）

第5条 給付金の給付を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、別表2に掲げる書類を、高校生等が在学する学校の区分に応じて別表3に定める提出先に、期日までに提出しなければならない。

- 2 前項で定める期日は、第2条に規定する認定基準日から当該年度の12月末までの期間で、高校生等が在学する学校が千葉県内の県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）にあっては校長が、県立高等学校以外の学校にあっては教育長が別途定める日とする。

（給付の決定）

第6条 県立高等学校の校長又は教育長は、前条の規定による申請に基づき、給付金を給付し、又は給付しないことを決定したときは、給付決定通知書（様式第4号）又は不支給決定通知書（様式第5号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（給付の方法）

第7条 給付金は、原則として前条の規定による給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）に県立高等学校の校長又は教育長が指定する当該年度の9月末までの期日に給付するものとする。ただし、第2条第2項の規定又は第3条第2号のただし書きに該当する場合は、県立高等学校の校長又は教育長が別途定める期日に給付するものとする。

- 2 申請の対象となる高校生等が千葉県内の公立高等学校等に在学する場合、受給者は委任状（様式第3号）により、給付金を在学に納付する授業料以外の教育に必要な経費に充当することについて、在学に学校長に委任することができる。
- 3 前項により委任を受けた学校長は、保護者等に対し、給付金からの充当内容等を明らかにするとともに、残金がある場合は、適切に給付しなければならない。

（給付の決定の取消し等）

第8条 県立高等学校の校長又は教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付の決定を取り消すものとする。

- (1) 給付金の給付を受けることを辞退したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により給付の決定を受けたとき。
- (3) その他給付金を給付することが適当でないとき。

（給付の決定の取消し等の通知）

第9条 県立高等学校の校長又は教育長は、前条の規定による給付金の給付の決定の取消しを決定したときは、給付決定取消通知書（様式第6号）により、その旨を当該受給者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第10条 受給者は前条の規定による給付金の給付の決定の取消しの通知を受けた場合において、既に給付金が給付されているときは、県立高等学校の校長又は教育長の命ずるところにより給付金を返還しなければならない。

(雑則)

第11条 県立高等学校の校長又は教育長は、給付金の給付に関して必要があると認めるときは、受給者に対し必要な資料の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月10日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。
- 5 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表 1

給付区分		給付額 (年額)
生活保護受給世帯の高校生等		32,300 円
非課税世帯 の高校生等	(1) 以下の(2)～(5)を除く全日制・定時制の高校生等	80,800 円
	当該世帯に扶養されている (2) 全日制・定時制の公立高等学校等に在籍している兄弟姉妹が いる第2子以降※の全日制・定時制の高校生等 (3) 全日制・定時制の私立高等学校等に在籍している兄弟姉妹が いて、給付対象となる中で最年長ではない全日制・定時制の高校 生等 (4) 通信制の高等学校等に在籍している兄弟姉妹がいる全日制・ 定時制の高校生等 (5) 高等学校等に在籍していない15歳(中学生を除く。)以上 23歳未満の兄弟姉妹がいる全日制・定時制の高校生等	129,700 円
	(6) 通信制の高校生等	36,500 円

※1 第2子以降と認定する要件については教育長が別に定める。

※2 表中における高等学校等に在籍している兄弟姉妹は、法第5条第1項に規定する高等学校等就学支援金の受給権者又は高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の支給対象者。

※3 表中における高等学校等に在籍していない15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹には、高等学校等に在籍しており、15歳以上23歳未満の、法第5条第1項に規定する高等学校等就学支援金の受給権者ではない者及び高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の支給対象者ではない者を含む。

別表 2

	必要書類	給付区分							
		生活保護 受給世帯の 高校生等	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が 非課税である世帯の高校生等						
			全日制・定時制の公立高等学校等に在籍している高校生等						通信制の 公立高等 学校等に 在籍して いる高校 生等
			(1) 右の (2) ~ (5) に該 当しない場 合	当該世帯に扶養されている					
(2) 全日 制・定時制 の公立高等 学校等に在 籍している 兄弟姉妹が いる場合	(3) 全日 制・定時制 の私立高等 学校等に在 籍している 兄弟姉妹が いて、給付 対象となる 中で最年長 ではない場 合	(4) 通信制 の高等学校 等に在籍し ている兄弟 姉妹がいる 場合		(5) 高等学 校等に在籍 していない 15歳(中学 生を除く。)以上23歳未 満の兄弟姉 妹がいる場 合					
1	奨学のための給付金給付 申請書(様式第1号)	○	○	○	○	○	○	○	
2	申請者の住民票 (マイナンバーが記載 されていないもの)	—	○	○	○	○	○	○	
3	給付金受領口座届出書 (様式第2号)及び 通帳の写し	○	○	○	○	○	○	○	
4	生活保護受給世帯である ことを証する書類※1	○	—	—	—	—	—	—	
5	非課税世帯であることを 証する書類	—	○	○	○	○	○	○	
6	当該世帯に扶養されてい る高校生等及び15歳 (中学生を除く。)以上 23歳未満の子の健康保 険証の写し	—	—	○	○	○	○	—	
7	当該世帯に扶養されてい る高校生等及び15歳 (中学生を除く。)以上 23歳未満の子の扶養を 証する書類	—	—	△※2	△※2	△※2	△※2	—	
8	高校生等本人の 在学証明書	△※3	△※3	△※3	△※3	△※3	△※3	△※3	
9	給付金を学校徴収金に 充当することに関する 委任状(様式第3号)	△※4	△※4	△※4	△※4	△※4	△※4	△※4	

※1 生活保護受給証明書(当該年度の7月1日現在における生業扶助受給が確認できるもの)
又は生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式第7号)のいずれか。

※2 健康保険証が国民健康保険の場合のみ必要。

※3 教育長へ提出する場合のみ必要。

※4 充当の取扱いを希望する場合のみ必要。

- 注1 表中における高等学校等に在籍している兄弟姉妹は、法第5条第1項に規定する高等学校等就学支援金の受給権者又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の支給対象者。
- 注2 表中における高等学校等に在籍していない15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹には、高等学校等に在籍しており、15歳以上23歳未満の、法第5条第1項に規定する高等学校等就学支援金の受給権者ではない者及び高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の支給対象者ではない者を含む。

別表 3

高校生等が在学する学校の区分	提 出 先
千葉県内の県立高等学校	在学する高等学校の校長
千葉県内の国立・市立高等学校等	在学する高等学校等の校長を経由して 教育長
隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定に基づき 千葉県在住の高校生等が在学する高等学校	在学する高等学校の校長を経由して 教育長
上記 1 ～ 3 以外の公立高等学校等	教育長